令和２年度　定期監査結果報告書の概要

令 和 3 年 2 月

瀬戸内市監査委員

１　監査の実施状況

令和 2 年度の監査対象となる部局は、13 部局を選定し、そのうち 25 部署を選定した。そして、監査期間は、令和 2 年 9 月 14 日から令和 3 年 2 月 15 日までとなっている。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として補助金事務を設定し、補助金等の交付事務等が、関係規程に基づき、適正に行われているかについて着眼し、監査を実施した。

その他各部署における監査事項としては、物品購入、請負及び委任に係る契約事務、現金、金券類及び物品の管理事務、公の施設の管理事務が、関係規程に基づき、適正に行われているかなどに着眼して監査を実施した。

監査に当たっては、これら関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、物品等の現物確認や、対面によるヒアリングを実施した。

合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から実施した監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表 1 のとおり、16 部署に対し、7 件の指摘、7 件の指導を行った。

表 1　過去 3 年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項 対象部署数	個別事項 計（件）	うち指摘事項 （件）	うち指導事項 （件）（注1）
平成30年度	34	20	8	5	3
令和元年度	34	14	12	7	5
令和2年度	25	16	14	7	7

（注 1）令和元年度までは、指導事項ではなく、意見（要望）事項としていた。
（注 2）1 つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

２　監査の結果の概要

【指摘事項　７件】

（１）法令等に違反していると認められるもの

ア　物品の購入に当たり、納品があった年度と異なる年度に納品があったとして関係書類を作成するなど不適切な会計処理を行っており、法令等に違反しているもの（健康づくり推進課、邑久保育園、消防本部　6、7 ページ参照）

イ　物品購入に係る事務において、請求書等を分割したり、書類を変更したりしており、規則に違反しているもの（健康づくり推進課　8 ページ参照）

（２）その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア　要綱等定めたものを告示した上で、補助金等を交付するよう是正する必要があるもの（危機管理課、中央公民館　9 ページ参照）

イ　環境衛生協議会補助金の交付に当たり、交付の決定等が翌年度にされており、適正を欠いているもの（環境課　10 ページ参照）

ウ　見積書の徴取に当たり、ガイドライン等で定められた見積依頼書を作成しておらず、適正を欠いているもの（牛窓学校給食調理場　11 ページ参照）

エ　備品台帳に、市の所有する物品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの（契約管財課、環境課、福祉課、邑久保育園、消防本部、社会教育課　12、13 ページ参照）

オ　歳入手続きの適正化について検討する必要があるもの（中央公民館　14 ページ参照）

【指導事項　７件】

（１）効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

ア　補助金の適正な執行のため、瀬戸内市保健福祉団体等補助金交付要綱に補助対象事業等を定める必要があるもの（福祉課、いきいき長寿課　15 ページ参照）

イ　補助金等の適正な執行のため、補助金等の交付を受けた団体から支部等へ支出された助成金の執行状況を把握し、未執行や、繰越金としている場合には、適切な額を精算し、これらを市に戻入させるなどの基準等を検討する必要があるもの（危機管理課、福祉課、健康づくり推進課　16、17 ページ参照）

ウ　セーリング振興活動費補助金の交付に当たり、補助事業者が取得した財産について、財産処分の制限を明記するなど検討する必要があるもの（社会教育課　18 ページ参照）

（２）その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア　仕事の完成を目的とした清掃・草刈り等の請負契約について、契約等事務を見直す必要があるもの（契約管財課、企画振興課、牛窓支所、福祉課、産業振興課、社会教育課　19～21 ページ参照）

イ　仕事の実施を目的とした施設管理等の委任契約について、契約等事務を見直す必要があるもの（福祉課、いきいき長寿課　22、23 ページ参照）

ウ　福祉に関連する法律等に規定されている者との随意契約の方法を見直す必要があるもの（牛窓支所、環境課、福祉課、中央公民館　24 ページ参照）

エ　施設の入退管理において、業者等の施設内への出入りが確認できず、施設の安全管理を見直す必要があるもの（行幸幼稚園、国府小学校　25、26 ページ参照）

３　意見

監査委員は、監査等の結果に当たり、指摘事項等により是正・改善を求めてきたところである。

これらを受けて、指摘を受けた部署の所属長は、ルールを守ることやチェック機能を強化することを指示したり、研修を開催したりするなど、職員を指導している。

しかし、今年度の定期監査においても、過去の監査で指摘したものと類似した事案や、事務処理に係る認識不足等が過去に指摘をした部署以外においても同様に見受けられた。

監査において、是正・改善すべきと認められた事項は、その部署特有の問題であると認識することなく、組織全体の問題として効率的、効果的に措置等を行うことが有効である。そのためには、市は、監査等を実施していない部署等も含めて調査等を実施することにより、自らのリスクを把握し、措置を実施することが必要である。また、その調査内容を市民や議会へ公表するなど透明性を図ったうえで、合理的な業務体制等を構築するように改善していくことも検討する必要がある。

なお、定期監査の過程で、事実であるか再度確認すると回答を変更する部署も見受けられたことから、常に誤りのない回答ができるような体制整備を実施する必要がある。

ついては、監査の結果等に基づいて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

ア　市は、補助金事務について、市民から疑念をいだかれることのないよう、関係規程等に基づき事務を進め、審査を適切に行う必要がある。また、補助対象経費に係る客観的な判断基準や繰越金の取扱い、財産処分の制限等について、要綱に定めたり、マニュアルを整備したりするなど、補助金事務の在り方を明確に示す必要がある。

イ　市は、契約事務の適正化について、物品購入等における分割発注や翌年度納入等については、意図的に競争性を回避したり、法令よりも予算消化を優先したりしたと受け取られる可能性などもあることから、横断的な調査を自ら行うなどし、公平性及び透明性の観点から、再発防止に向けた取組と事務効率を両立した改善に努める必要がある。

ウ　市は、物品（公有財産）の管理については、記録や管理等を確認する仕組みが有効に機能しておらず、誤り等を発見することが困難になっていると考えられることから、改めて組織全体の備品台帳に記録された物品の状況を確認し、財産調書や公会計における固定資産台帳等の資産状況も調査するなど、資産に関して作成するものが、適正な記録や管理ができる状況になるよう体制整備を行い、その取組工程を明示して進めていく必要がある。

エ　市は、施設の管理については、改めて市全体の施設への外部からの訪問者の入退履歴等の記録の状況を適正に管理する必要がある。また、学校や園など特段の安全対策や配慮が必要となる施設においては、特に適正な施設管理ができるよう取組を行う必要がある。